

特 殊 健 康 診 断

動 向

1. 平成25年10月1日から1,2ジクロロプロパンが特定化学物質の「エチルベンゼン等」に追加され「特定第2類物質」、「特別管理物質」となった。これを1%を超えて含まれている製品を用いて洗浄・払拭作業をおこなう場合は次の内容の健康診断を行わなければならない。業務歴の調査、作業条件の簡易な調査、眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の自他覚症状の有無の検査（既往歴を含む）、血清総ビリルビン、GOT、GPT、 γ GTP、ALPの検査。
2. 平成26年5月、錆止め等の目的で鉛を数十%から十数%程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物があるところから、これらの建築物の塗料の剥離やかき落とし作業（剥離等作業）を行う場合における健康障害の防止についての徹底をする旨、厚労省から関係団体に通知された。塗料aの剥離等作業に常時従事する労働者がいる事業所については、塗料の成分を確認し、鉛が含まれる場合は、鉛中毒予防規則に基づき鉛健康診断を行う必要がある。
3. 平成26年8月、労働安全衛生法施行令が以下のように改正された。
 - (1)特定第2類物質に、クロロホルム、塩化炭素、1,4ジオキサン、1,2ジクロロエタン、ジクロロメタン、ジメチル2,2ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）、スチレン、1,1,2,2テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンの11物質が追加。
 - (2)有機溶剤から、(1)のDDVP以外の10物質が上記(1)により特化物とされたことにともない削除。
 - (3)上記(1)の11物質について、特化物として①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け
 - (4)ジクロロメタン、DDVPの2物質について配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加。
 また、これに伴い安衛則、特化則、有機則等が以下のように改正された。
 - (1)安衛令改正により有機溶剤から削除し、特定化学物質等に追加されたクロロホルム等10物質が、従来のエチルベンゼン等（エチルベンゼン、1,2ジクロロプロパン）と併せて「特別有機溶剤」と定義され、従来のエチルベンゼン等と同様な、特化則規制と準用による有機則の規制の両方がなされる。
 - (2)DDVPについては製造し、又は取り扱う業務の

うち、成形し加工し、包装する業務が特化則の適用対象となる。

クロロホルムほか9物質の健康診断項目は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査、当該物質による健康障害等の自他覚症状の有無の検査（既往歴を含む）、尿中の蛋白の有無の検査、クロロホルム、四塩化炭素、1,4ジオキサン、1,2ジクロロエタン、1,1,2,2テトラクロロエタンについては血清GOT、GPT、 γ GTP（以下「肝機能検査」）、スチレンについては尿中マンデル酸の検査、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンについては肝機能検査、尿中トリクロロ酢酸または総三塩化物の量の検査。

ジクロロメタンの健康診断項目は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査、当該物質による集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の自他覚症状の有無の検査（既往歴を含む）、血清総ビリルビン、肝機能、ALPの検査。以上の改正は、平成26年11月1日施行である。

尿中代謝物について、有機溶剤中毒予防規則では分布区分の基準値が定められていたが、特定化学物質障害予防規則ではこの定め無い。全国労働衛生団体連合会はこれを受けて管理暫定値を提案した。当協会では、当面これを準用することとした。管理暫定値は次の通り。スチレン、エチルベンゼンの尿中マンデル酸300mg/l、テトラクロロエチレンの尿中トリクロロ酢酸または総三塩化物3mg/l、トリクロロエチレンの尿中トリクロロ酢酸30mg/lは総三塩化物100mg/l。

現 状

前年に比較して特殊健康診断の受診団体数は388団体と減少。また、受診者数は67,791名から66,917名へと874名減少（1.3%減少）している。受診者が増加したのは、

特定化学物質1,325名増加（6,561→7,886）、じん肺94名増加（2,922→3,016）、鉛30名増加（1,033→1,063）、高気圧14名増加（301→315）。

受診者数が減少したのは

有機溶剤984名減少（17,833→16,840）、行政指導によるもの491名減少（23,422→22,931）、石綿368名減少（3,359→2,991）、その他334名減少（5,795→5,461）、電離放射線160名減少（6,565→6,405）。

特殊健康診断の結果については例年と大きな変化はみられない。生物学的モニタリングとされる血中鉛や尿中代謝物等の検査結果も、例年と大きな変化はないが、有機溶剤では分布2、分布3を示す受診者が14,700名中264名（1.8%）みられ、そのほとんどがトルエンの代謝物である馬尿酸であった。

関係の集計表は132頁に掲載